

## 富山市老人クラブ連合会女性部会要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、富山市老人クラブ連合会会則第14条に基づき、女性部会活動に必要な事項を定める。

### (名称及び位置)

第2条 この部会は、富山市老人クラブ連合会女性部会（以下「部会」という。）と称し、部会長の指定するところにおく。

### (組 織)

第3条 部会は、富山市老人クラブ連合会女性会員のうち、地区代表をもって構成する。

### (職 務)

第4条 部会は、女性会員としての特性を発揮し、高齢者福祉の増進に努め、次の諸活動を行なう。

- (1) 女性会員の研鑽と資質の向上に関すること。
- (2) 女性会員相互の連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) その他、部会の運営に必要なこと。

### (役 員)

第5条 部会に次の役員をおく。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 5名
- (3) 幹事 若干名

### (役員を選出)

第6条 役員を選出は、別に定める「選出基準」により選出する。

### (役員選任)

第7条 部会長、副部会長は、幹事の中から互選とする。  
2 幹事は、各地区の女性の中から選出された者をあてる。

### (役員の仕事)

第8条 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはあらかじめ部会長が指名した副部会長がその職務を代理する。

3 幹事は、部会長、副部会長を補佐し、部会の円滑なる運営をはかる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、富山市老人クラブ連合会会則第9条の例による。

(幹事会)

第10条 幹事会は、部会長、副部会長及び幹事をもって構成する。

2 幹事会は、部会長が必要の都度招集し、議長となり、会務の協議を行なう。

3 会議は、出席すべき者の過半数以上の出席者により開催し、決定する。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、幹事会に諮って、部会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月11日から施行する。

1 この要綱は、平成23年5月12日から施行する。

1 この要綱は、令和4年5月30日から施行する。